

財務会計WG 調査票

提案項目 2-1 役割分担及び機関設計

【特徴】

■ 応募企業又はコンソーシアム構成員の果たす役割及び位置づけ、並びに出資構成

《Aコンソーシアム》

- ・代表企業を含む株主上位3社で93.9%の持分を有する。
- ・株主上位3社が経営を担い、他の構成員が実際にオペレーションを行う体制。
- ・構成員に大手金融機関が含まれる。
- ・O&Mを担うのは既存施設の運転管理業務を行っている構成員。
- ・PFI事業の実績がある企業が代表企業となり、事業の全体統括を行う体制が提案されている。
- ・SPCは株主上位3社の関連会社となる。
- ・各構成員の事業内容に応じた役割分担が提案されている。

《Bコンソーシアム》

- ・代表企業を含む株主上位2社で74%を有する。代表企業と第2位株主は日本における水事業の長期共同取組に関するアライアンス協定書を締結済み。なお、本事業が初の取組みとなる。
- ・PFI事業の実績がある企業が代表企業となり、事業の全体統括を行う体制が提案されている。
- ・第2位株主は世界トップクラスの水事業運営者の子会社である日本法人。
- ・SPCは株主上位2社の関連会社となる。
- ・各構成員の事業内容に応じた役割分担が提案されている。

《Cコンソーシアム》

- ・代表企業が単独で議決権比率の過半数を有する。
- ・SPCは代表企業の連結子会社となり、金融商品取引法上の財務報告に関する内部統制の対象に含まれる。
- ・PFI事業の実績がある企業が代表企業となり、事業の全体統括を行う体制となっている。また、第2位株主は国内外約7,000箇所の浄水場・下水処理場の運転実績を有する世界トップクラスのグループ企業。
- ・無議決権株式を含めた出資比率は代表企業が34.5%、第2位株主が34%である。
- ・構成員にノンバンクが含まれる。
- ・各構成員の事業内容に応じた役割分担が提案されている。

■ SPC 組織図

《A コンソーシアム》

- ・取締役の員数が 6 名 [REDACTED] であり、代表企業を含む株主上位 3 社から 2 名ずつ派遣。
- ・監査機関が監査役であり、かつ、非常勤監査役を置く。
- ・SPC の社員数が [REDACTED]。
- ・第 5 位株主と第 6 位株主である現受託 2 社が O&M (※1) JV を組成し、SPC から O&M 業務を委託。

- ・取締役会の Web 会議化や電子決裁など意思決定の迅速化に関する提案がなされている。
- ・災害時の意思決定に関する内容が記載されている。

(※1) オペレーション (Operation) & メンテナンス (Maintenance) の略。提案書においては浄水場等の運転管理・維持管理業務を指す。

《B コンソーシアム》

- ・代表取締役は代表企業から選任する
- ・取締役の員数が 20 名であり、代表企業と第 2 位株主より 15 名を派遣。
- ・監査機関が監査役会であり、監査役 3 名のうち 1 名は社外監査役。
- ・SPC の社員数が 37 名。

- ・代表企業含む株主上位 2 社による迅速な意思決定を行う体制が提案されている。
- ・モニタリング専門部署を設け、ガバナンスを確保する体制が提案されている。
- ・第三者委員会やアドバイザリーボードの設置など、外部の有識者や周辺自治体による意見を事業に反映させる体制が提案されている。

《C コンソーシアム》

- ・代表取締役は代表企業より派遣。
- ・取締役の員数に関する記載はない。
- ・監査機関が監査等委員会 (監査等委員が何名であるかは不明だが、3 名以上必要) であり、うち少なくとも 1 名は第 3 位株主より派遣。
- ・SPC の社員数が [REDACTED]。(社長を含む)
- ・全ての構成企業が出資する新 OM 会社を設立し、SPC から O&M 業務を委託。

- ・外部監視機能として、外部の技術的知見等を有する有識者で構成される改善モニタリング委員会を設置。
- ・株主間の意見相違によるデッドロック(※2)が生じた場合でも、経営上早急な判断が必要な事態には、代表企業が意思決定を行う条項を整備。
- ・代表企業が議決権の過半数を保有することによる迅速な意思決定を行う体制が提案されている。

(※2) 会社の意思決定が膠着状態となること。